

第1部

秋田市障がい者プランの基本的な考え方

- 1 プラン策定の趣旨および性格
- 2 計画期間等
- 3 他の計画との関係・位置づけ
- 4 計画の策定体制
- 5 国の障がい者施策の動向について
- 6 障がい者をとりまく諸情勢について
- 7 基本理念・施策の体系
- 8 重点プロジェクト等

1 プラン策定の趣旨および性格

第4次秋田市障がい者プランは、本市の障がい者福祉施策の全体像を示すものです。また、障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」に障害者自立支援法（平成25年4月1日より障害者総合支援法）に基づく「市町村障害福祉計画」を包含させ、一体のものとして策定するもので、本市の障がい福祉施策を展開していく上での実施計画となるものです。

誰もが障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現するため、障がいのある方の日常生活や社会生活を総合的かつ計画的に支援し、障がいのある方の社会参加の実現、保健・医療・福祉サービス基盤の整備、教育との連携および地域生活の充実を推進することを目指すものです。

本市では、平成10年2月に第1次秋田市障害者プランを策定して以来、2度の見直し改正を行ってきました。現在の第3次秋田市障害者プランの計画期間が24年度までであることや、平成23年8月に障害者基本法が改正され、さらには平成25年4月から障害者総合支援法が施行されること等を踏まえて、新たに第4次秋田市障がい者プランを策定するものです。

2 計画期間等

1 計画期間

このプランの計画期間は、平成25年度から29年度までの5年間とします。

なお、プランに包含される「第3期秋田市障がい福祉計画」の計画期間は、平成24年度から26年度までの3年間であり、平成26年度に必要な見直しを行った上で、平成27年度から29年度までを計画期間とする「第4期秋田市障がい福祉計画」を策定することとしています。

第1次障害者プラン	(平成10年2月策定)	計画期間：平成10年度～17年度
第2次障害者プラン	(平成14年3月策定)	計画期間：平成14年度～18年度
第3次障害者プラン	(平成19年3月策定)	計画期間：平成19年度～24年度
第4次障がい者プラン	(平成25年3月策定)	計画期間：平成25年度～29年度

2 障がい者プランと障がい福祉計画との関係

平成18年度に施行された障害者自立支援法において、市町村は3年を1期とする「障害福祉計画」の策定が義務付けられました。

そこで本市では、平成19年3月に「第3次秋田市障害者プラン（平成19年度～24年度）」を策定する際に、「第1期秋田市障害福祉計画（平成19年度～20年度）」も包含して策定しました。その後、平成21年3月には「第2期秋田市障害福祉計画（平成21年度～23年度）」を、平成24年3月には「第3期秋田市障がい福祉計画（平成24年度～26年度）」を策定し、「第3次秋田市障害者プラン」に包含しています。

「第4次秋田市障がい者プラン（平成25年度～29年度）」では、「第3期秋田市障がい福祉計画」と「第4期秋田市障がい福祉計画（平成27年度～29年度：予定）」が包含されることとなります。

平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成27年度 以降
------------	------------	------------	------------	------------	------------	--------------

「第3次秋田市障害者プラン」 (平成19年度～24年度)	「第4次秋田市障がい者プラン」 (平成25年度～29年度)
---------------------------------	----------------------------------

第2期秋田市障害福祉計画 (平成21年度～23年度)	第3期秋田市障がい福祉計画 (平成24年度～26年度)	第4期秋田市 障がい福祉計画 (平成27年度～ 29年度：予定)
-------------------------------	--------------------------------	---

第4次秋田市障がい者プラン

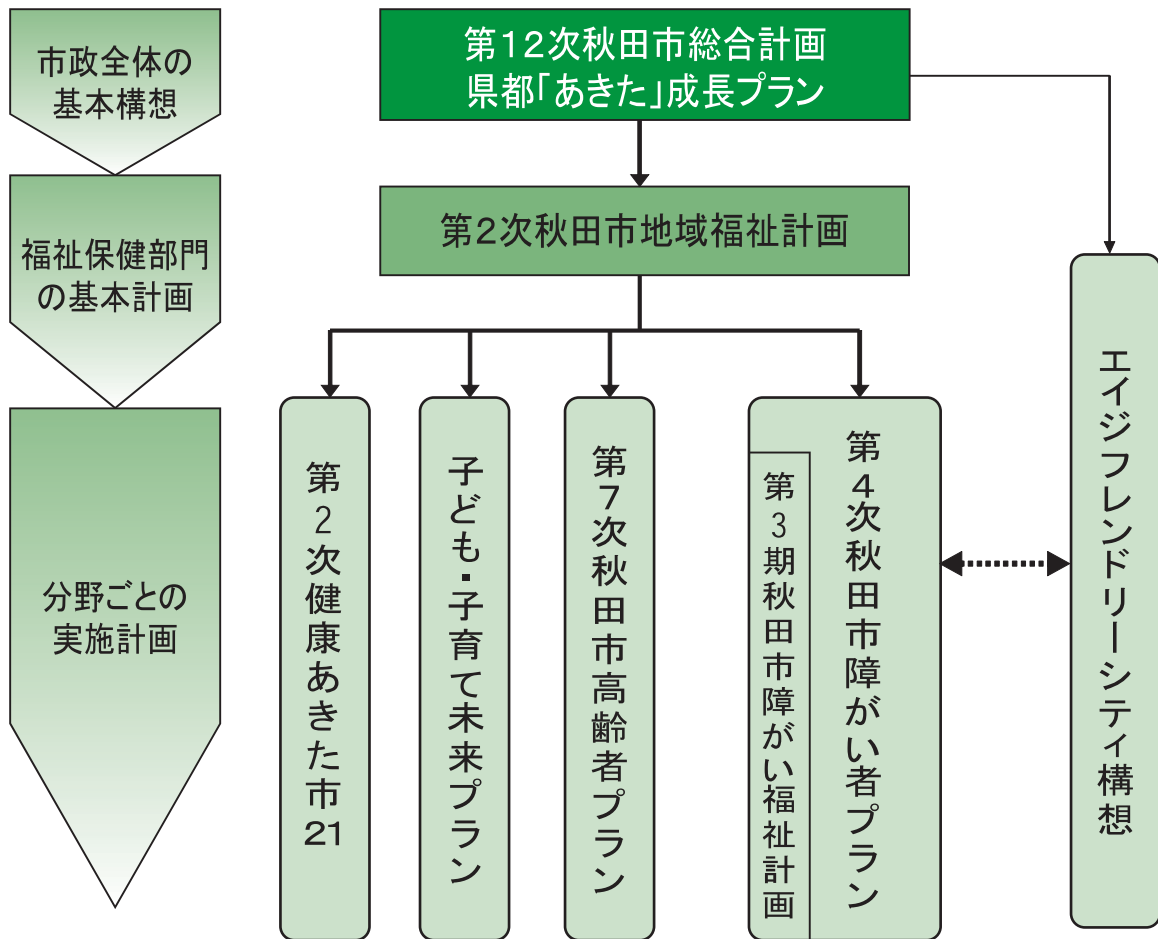
障害者基本法「市町村障害者計画」
(障がい者施策に関する基本的計画)
(期間：平成25～29年度)

障害者総合支援法「市町村障害福祉計画」
(障がい福祉サービス等の提供体制確保に関する計画)
第3期秋田市障がい福祉計画(24～26年度)
第4期秋田市障がい福祉計画(27～29年度：予定)

参考 第1期秋田市障害福祉計画(平成19～20年度)
第2期秋田市障害福祉計画(平成21～23年度)

3 他の計画との関係・位置づけ

このプランは、秋田市行政の基本構想である「第12次秋田市総合計画（県都「あきた」成長プラン）」のもと、「秋田市地域福祉計画」の理念を共有する他の福祉および保健に関する計画や「エイジフレンドリーシティ構想」とも整合性を図るものです。



4 計画の策定体制

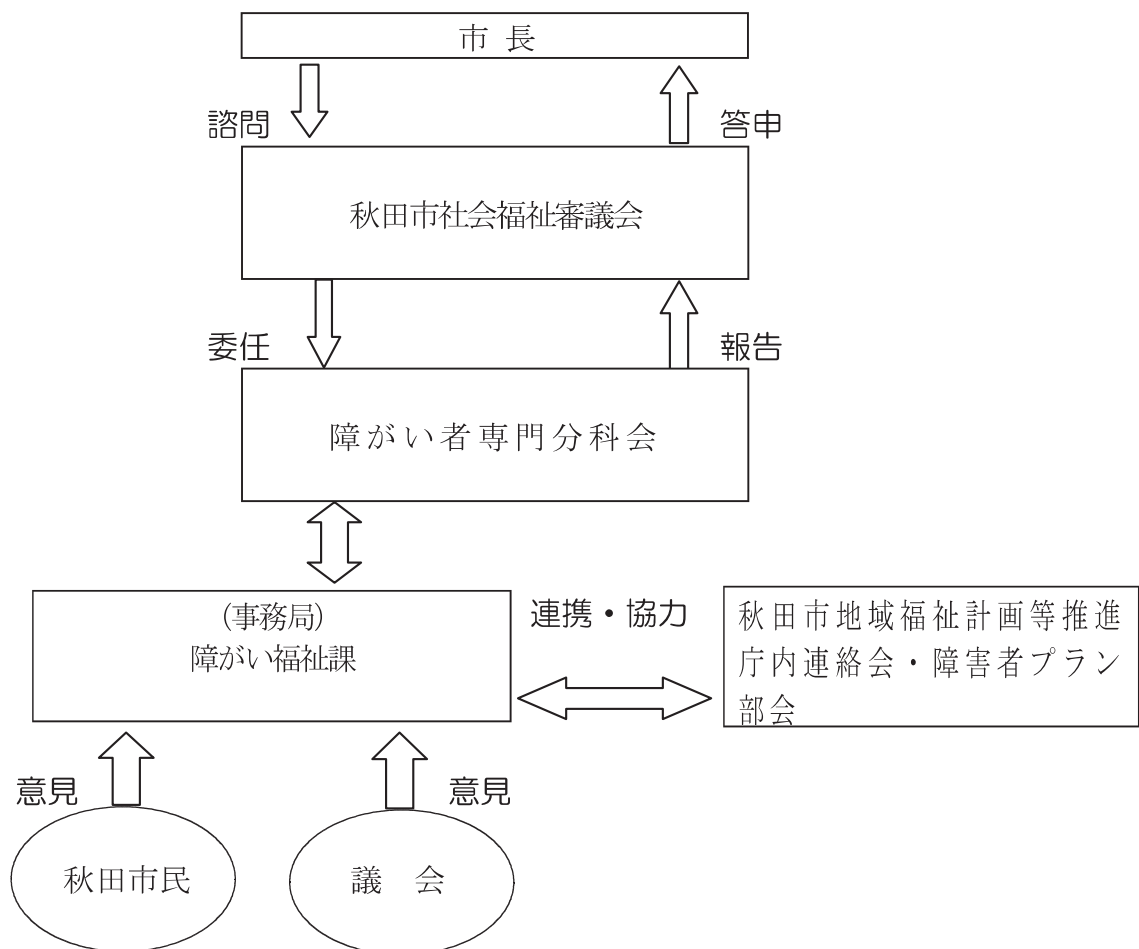
1 策定作業

策定作業は、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関である「秋田市社会福祉審議会」の中の障がい者福祉に関する事項を調査審議する「障がい者専門分科会」を中心に、庁内関係部局からなる「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会・障害者プラン部会」の協力も得ながら障がい福祉課が事務局となり進めました。

2 市民の意見の反映

平成23年度から実施した各種アンケート調査や事業者や関係団体等からの聴き取り調査、プラン素案についてのパブリックコメントを行い、広範な市民からの意見聴取を行いました。

また、前述の「秋田市社会福祉審議会・障がい者専門分科会」に臨時委員として、障がい者の当事者団体の代表を含む10名に加わっていただきました。



5 国の障がい者施策の動向について

1 近年の障がい者関係法令等の主な動き

平成15年4月には、社会福祉基礎構造改革に伴い、従来の、行政がサービスの受け手を特定しサービス内容を決定する「措置制度」から、身体障がい者・知的障がい者および障がい児に対する**支援費制度**が導入されるという大改革が行われました。

その特徴は、以下のようなものでした。

- ① 障がい者の自己決定の尊重
- ② 利用者本位のサービス提供
- ③ 利用者と事業者の対等な関係の構築
- ④ 障がい者自らのサービス選択
- ⑤ 契約によるサービス利用
- ⑥ 利用者の選択に答えられるサービスの質の向上

平成17年10月には、障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から**障害者自立支援法**が成立しています。この法律による改革のねらいは、以下のようなものでした。

- ① 3障がい（身体・知的・精神）の福祉サービスの一元化
- ② 就労支援の強化
- ③ 地域の社会資源を活用できるよう規制緩和
- ④ 公平なサービス利用のための手続きや基準の透明化、明確化
- ⑤ 利用したサービスの量や所得に応じた公平な負担
- ⑥ 国の財政責任の明確化

その後、応益負担の原則を廃止するとともに制度の谷間のない支援の提供や個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする「障害者総合福祉法」の制定にむけた検討が進められました。その間、

平成22年12月には、利用者負担は応能負担とすること等を盛り込んだ「**障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律**」が、平成23年6月には、障がい者に対する虐待の防止と早期発見による人権を守るための「**障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律**」（施行は平成24年10月1日）が、平成23年8月には、障がいの有無に関わらず全ての国民が共生する社会の実現のため、地域社会での共生や社会的障壁の除去等を基本原則とした「**障害者基本法の一部を改正する法律**」が、それぞれ成立しています。

2 障害者総合支援法の成立

こうした経過を経て、平成24年6月に「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」が成立しました。障がい者の日常生活・社会生活の支援を、障がい者の社会参加の確保および地域生活における共生、社会的障壁除去に資するよう総合的計画的に行うことを理念とするこの法律の概要は、以下のとおりです。

- ① 障害者自立支援法という名称を改め「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」としたこと
- ② 制度の谷間を埋めるべく、従来の障がい者の範囲に難病等を加えたこと
- ③ 「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改めること
- ④ 障がい者に対する支援
 - ア 重度訪問介護の対象拡大
 - イ 共同生活介護の共同生活援助への一元化
 - ウ 地域移行支援の対象拡大
 - エ 地域生活支援事業の追加
- ⑤ サービス基盤の計画的配備
 - ア 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項および地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
 - イ 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直し
 - ウ 市町村が障害福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握を行うことの努力義務化
 - エ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画の明確化

なお、施行期日は平成25年4月1日（③および④のア～ウについては平成26年4月1日）となっています。

障がい福祉施策のこれまでの主な経緯

平成18年 4月 12月	<p>障害者自立支援法の施行（同年10月完全施行） 法の円滑な運営のための特別対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者負担の更なる軽減 ② 事業者に対する激変緩和措置 ③ 新法移行のための経過措置
平成19年12月	<p>障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 利用者負担の見直し ② 事業者の経営基盤の強化 ③ グループホーム等の整備促進

平成20年12月	社会保障審議会障害者部会報告のとりまとめ
平成21年 3月	<u>「障害者自立支援法等の一部を改正する法律案」</u> 国会提出 ↓ 同年7月、衆議院の解散に伴い廃案
----- 9月	連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針
平成22年 1月	厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 障がい者制度改革推進会議において議論開始
4月	低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始
6月	<u>「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」</u> (閣議決定)
12月	<u>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」</u> (議員立法) が成立
平成23年 6月	<u>「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」</u> (議員立法) が成立
7月	<u>「障害者基本法の一部を改正する法律」</u> が成立
8月	<u>「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」</u> 取りまとめ
平成24年 3月	<u>「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案」</u> 閣議決定・国会提出
6月	<u>同法及び「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達」の推進等に関する法律</u> (議員立法) が成立、公布

※出典：厚生労働省資料

6 障がい者を取りまく諸情勢について

1 障がい概念の変容

平成13年、WHO（世界保健機関）において、従来のICIDH（国際障害分類）を改訂した、ICF（国際生活機能分類）が採択されました。

ICFでは、ICIDHで用いていた「機能障害」という概念を改め「心身機能と身体構造」と、同じく「能力障害」を「活動」と、同じく「社会的不利」を「参加」として規定しています。そして、この「心身機能と身体構造」「活動」「参加」の3つの生活機能が低下した状態を総称して障がい（生活機能低下）としています。

また、ICIDHでは、環境が障がいに与える影響について触れていませんでしたが、ICFでは、3つの生活機能には相互関係があること、また3つの生活機能には、環境因子（物的環境、社会的環境）、個人因子（性、年齢、価値観）が影響を与えています。従来の「医学モデル」（障がいは個人の問題であり、医学的側面から治療し、障がい者をより健常者に近づけようとする考え方）に対比して「社会モデル」（障がいは社会の問題であり、障がい者が健常者と均等な機会を妨げる原因を除去する必要があるという考え方（ノーマライゼーションの具現化）へ焦点があてられました。

2 国際社会と改正障害者基本法

平成18年、国際連合において、障がい者の人権および基本的自由の促進と確保並びに障がい者の尊厳の尊重を謳った障害者権利条約が採択されました。

この障害者権利条約の趣旨に沿った障がい者施策の推進を図るため、障害者権利条約に定められる障がい者のとらえ方や我が国が目指すべき社会の姿を新たに明記するとともに、施策の目的を明確化する観点から障害者基本法の改正が行われました。目的は前述したとおりですが、他にも以下のような事項が定められています。

- 障がいの定義を見直し、身体障がい・知的障がい・精神障がい（発達障がいを含む）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がいおよび社会的障壁により、継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものとされたこと
- 地域社会における共生を図るため、全ての障がい者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保され、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段について選択の機会が確保されること
- 障がいを理由とした差別や権利利益の侵害をする行為の禁止等

また、雇用の促進、公共施設や情報利用のバリアフリー化、防災・防犯、消費者としての権利擁護、選挙等における配慮等の基本的施策が定められています。

3 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱

平成20年、内閣府は、障がいの有無や年齢といった個人の属性や置かれた状況に関わらず、国民一人ひとりが自立し、互いの人格や個性を尊重し支え合う共生社会の実現に向けた環境を整備していくために標記の要綱を定めました。

ここでは、障がいのある方が社会生活をしていく上でバリアとなるものを除去するとともに、新しいバリアを作らないこと、すなわち、物理的な障壁のみならず、社会的、制度的、心理的なすべての障壁に対処するという考え方「バリアフリー」とともに、施設や製品等については、新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方「ユニバーサルデザイン」が必要であり、この両方に基づく取組を併せて推進することが謳われています。

4 秋田市地域福祉計画

平成21年3月には、第2次秋田市地域福祉計画が策定されました。

この計画では「地域のしあわせをみんなで築く」ことを目指すものです。地域のしあわせとは、地域で暮らす一人ひとりがしあわせであること、すなわち、すべての市民が住み慣れた地域で生きがいをもって健康に暮らし、安心して自立した生活を営むことができることとしています。

複雑化、多様化する生活課題へ対応するためには、**公助**（行政等が行う公的な福祉サービス）の充実が必要不可欠ですが、それだけでは不十分です。**共助**（地域社会における相互扶助・市民活動による支援・市場（民間）における商品やサービスの提供）、**自助**（個人の自立・家族での支え合い・共助公助への参加参画）の各取組がバランスよく機能し、各主体の協働により市全体が一丸となって、強固な地域福祉をつくっていかうとするものです。

7 基本理念・施策の体系

第4次障がい者プランでは、秋田市行政の基本構想である第1 2次秋田市総合計画（県都「あきた」成長プラン）および第2次秋田市地域福祉計画を踏まえた上で、「改正障害者基本法」や「障害者総合支援法」の理念に則り、国の新たな障がい保健施策にも対応するため、基本理念を「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」と決めました。

この理念の実現を目指して、次ページに示す施策体系により関連事業等を展開していくものです。

第1 2次秋田市総合計画（県都「あきた」成長プラン）の基本構想
「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」

第2次秋田市地域福祉計画の理念
「地域のしあわせをみんなで築く」

改正障害者基本法・障害者総合支援法のキーワード

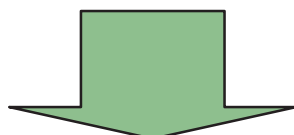
「個人の尊厳の尊重」

「共生社会の実現」

「社会参加の機会確保」

「サービス基盤の計画的整備」

「社会的障壁の除去」



第4次秋田市障がい者プランの基本理念
「誰もが人格と個性を尊重し
相互に支え合う共生社会の実現」

第4次障がい者プラン

「誰もが人格と個性を尊重し相互に支え合う共生社会の実現」

1 市民理解と権利擁護の促進

1-1 情報共有と相互交流の促進

1-2 権利擁護と虐待防止対策の推進

2 地域生活支援の充実

2-1 相談支援の強化

2-2 ライフステージに合わせた支援の充実

2-3 障がい特性に応じた支援の充実

2-4 保健・医療との連携

3 就労や社会参加の促進

3-1 障がい者の働く場づくり

3-2 就労支援体制の充実

3-3 スポーツ・文化・芸術活動への支援

3-4 障がい者の自発的な社会活動への支援

4 サービス提供体制の整備

4-1 サービスの選択肢の拡大と質の向上

4-2 人的支援の充実

5 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

5-1 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

5-2 移動支援とコミュニケーション支援の充実

5-3 冬期間の対応強化と安全確保

5-4 災害対応の強化

1 市民理解と権利擁護の促進

障がいのある方もそうでない方も同じ地域社会の構成員です。一人ひとりに違った個性があり、障がいもその人の個性のひとつです。誰もが互いの人権・生命・人格を尊重し、支え合う共生社会を実現するために、すべての市民の理解と協力のもと、心のバリアフリーを目指します。

2 地域生活支援の充実

障がいのある方が、地域の中で共生し、その人らしい毎日の暮らしを送ることができるよう、ソーシャル・インクルージョン（地域社会での支え合い）の考えに基づいた取組を推進します。また、性別・年齢・障がいの特性・生活環境等の違いを考慮し、障がいのある方一人ひとりにそった地域支援体制を目指します。

3 就労や社会参加の促進

障がいのある方への支援では、クオリティ・オブ・ライフ（生活の質）の向上という視点が必要不可欠です。障がいのある方が、地域の中で様々な分野において能力を発揮することができ、そして生きがいを持っていきいきと自立して暮らすことができるよう、就労や社会参加の促進を目指します。

4 サービス提供体制の整備

障がいのある方が、それぞれのニーズに対応するサービスを選択できるよう、必要性や実効性も見極めながら、ハード・ソフト両面からのサービス基盤の整備を推進します。また、サービスを利用する本人の意向が十分に尊重されるよう、障がいのある方の目線にたったの提供体制を目指します。

5 ユニバーサルデザインのまちづくりと災害対応

障がいのある方もそうでない方も等しく社会で活動できる共生社会の実現のためにはユニバーサルデザインのまちづくりが求められます。また、発生を完全に抑えることのできない自然災害に備えて減災対策を推進し、障がいのある方の自由な社会参加と安全を確保する体制を目指します。

8 重点プロジェクト等

1 重点プロジェクト

障がい者等による自発的活動に対する支援事業の実施

～ 自助・共助・公助のバランスのとれた取組の推進 ～

共生社会の実現と障がい者福祉の増進を目指して、次に示す5つの重点事項を含む今後の本市の障がい者施策を効果的に推進していくためには、市の取組に加えて、障がい者等やその家族、地域住民等、様々な団体等による地域における自発的な活動が盛んになることも重要です。

障がい者等やその家族、地域住民等からなる様々な団体が地域において行う「障がい者に対する理解の深化」や日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁の除去」、「地域の居場所づくり」等に向けた自発的な活動を支援する「(仮称)障がい者等自発的活動支援事業」等を行います。

2 重点事項

第4次障がい者プランでは、計画期間中に特に重点的に取り組むべき事項として以下の5つを「重点事項」と位置づけ取り組んでいくこととします。

中には、結果の見えやすい事項もありますが、結果が見えにくく時間をかけてじっくりと取り組んでいかなければならない事項や国の施策や社会情勢の変化等にも注視しながら進めていかなければならない事項もあります。

1 心のバリアフリーの推進

施策体系【第1章第2節、第5章第1節-3】

- ・虐待防止や成年後見制度の活用等、個人の尊厳を守る取組を進めます。
- ・市民一人ひとりが、障がいのある方の立場に立った意識を醸成していくための取組を進めます。

2 相談支援とコミュニケーション支援の充実

施策体系【第2章第1節、第5章第2節-2】

- ・障がいのある方やその保護者の多様化・複雑化する相談に対応するため、相談支援の充実を図ります。
- ・共生社会に不可欠な情報伝達・共有の手段の充実を図ります。

3 バリアフリーとユニバーサルデザインの推進

施策体系【第5章第1節】

- ・市庁舎や市民サービスセンター等でバリアフリーとユニバーサルデザインを進めます。

4 災害対応の強化

施策体系【第5章第4節】

- ・障がいのある方一人ひとりに対応した災害時における支援体制づくりを進めます。

5 孤立死防止への対応強化

施策体系【第2章第2節－4】

- ・障がいのある方の孤立死の防止に向けた取組を探っていきます。